

群馬大学医学部附属病院腫瘍センター運営委員会内規

平成19. 6. 12 制定

改正 平成23. 5. 10 平成26. 4. 1

平成30. 4. 1 平成31. 4. 1

令和 3. 7. 6 令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 群馬大学医学部附属病院腫瘍センター規程（以下「規程」という。）第6条第2項の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院腫瘍センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、群馬大学医学部附属病院腫瘍センター（以下「センター」という。）の運営に関する事項を審議する。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 化学療法センターから選出された者 若干人
- (4) 化学療法プロトコル審査委員会から選出された者 若干人
- (5) 緩和ケアセンターから選出された者 若干人
- (6) がん診療検討委員会から選出された者 若干人
- (7) 診療情報管理部から選出された者 若干人
- (8) 患者支援センターから選出された者 若干人
- (9) 看護部長
- (10) 看護部から選出された看護師長 若干人
- (11) 医事課から選出された者 1人
- (12) その他センター長が必要と認めた者 若干人

(委 員 長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(報 告)

第6条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事 務)

第7条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この内規は、平成23年5月10日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年7月6日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。